



2020年5月

東京海上アセットマネジメント株式会社

弊社スチュワードシップ・ステートメントの一部改定について

東京海上アセットマネジメント株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：後藤俊夫）は「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下、同コード）の精神に賛同し、2014年5月に同コードを受け入れ、弊社スチュワードシップ・ステートメントを公表致しました。その後、同コードの改訂を踏まえ、2017年6月に一部改定を行っております。

この度、金融庁による日本版スチュワードシップ・コード改訂（以下、改訂版コード）を受け、弊社スチュワードシップ・ステートメントにつきましても、主に下記項目において改定を行いましたので、ご報告申し上げます。

弊社の経営理念の一つは、資産運用を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献することであり、スチュワードシップ責任を果たすべく、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促し、顧客の中長期的なリターンの拡大を図ることは、弊社経営理念の実現に繋がると認識しております。改訂版コードの趣旨に沿って、責任ある機関投資家として真に適切な活動を継続するとともに、さらなる取り組みの改善、向上に努めて参ります。

記

【原則1】 スチュワードシップ責任を果たすために

- ・サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮について記載

【原則2】 利益相反に対する考え方と対応

- ・議決権行使における利益相反管理対象の拡充および行使判断プロセスについて記載

【原則3】 投資先企業の状況把握

- ・状況把握する項目について記載（内容更新）

【原則4】 目的を持った対話と問題改善

- ・目的を持った対話の事例について記載（内容更新）

【原則5】 議決権行使に対する考え方

- ・利益相反管理対象および個別定性要因を考慮した議案の賛否理由の開示について記載

【原則7】 スチュワードシップ活動のための実力養成

- ・スチュワードシップ活動のサポート体制の充実や外部からの知見の獲得について記載

以上